

INFORMATION

【第115回 判例研究会】（認定研修）

今回は、相続税法34条1項の連帯納付義務について確定手続不要と判示した昭和55年最高裁判決が題材です。

【題材】最高裁判所 昭和55年7月1日判決（昭和53年（行ツ）第86号）

会場参加では、弁護士・司法書士の先生方とも深い議論ができたり、他の税理士の考察を聞くことができたりとおすすりめです。

- ◆日 時：令和6年11月19日（火）
18：30～20：30（開場18：15）
- ◆場 所：神奈川県弁護士会川崎支部 支部会館（定員15名）
〒210-0007 神奈川県川崎市川崎区駅前本町3-1
NMF川崎東口ビル11階
※定員16名です。お早目のお申込みをお願いいたします。
Zoomによるオンライン参加（定員80名）
※研修日時が近くなりましたらZoomIDをご案内します。
※インターネット環境が不安定な場合がございますので、
会場での受講をおすすりめします。
- ◆講 師：田中 達哉弁護士・青税 伊藤 悠介会員

※状況により、開催方法の変更や延期となる可能性があります。必ず下記よりお申込み下さい。変更となった場合は、お申込み者にご案内いたします。

参加人数の把握とレジュメの送信など各種ご案内のため、
下記URLまたは右QRコード（Google フォーム）より事前にお申し込みを
お願いいたします。

【申し込み期限： 11月15日（金）】

<https://forms.gle/k6iovsAgBWXTpq9v6>



上記URLでのお申込みが難しい場合は、下記に記載のうえ、メールまたはFAXにて
お申し込みください。

氏 名

E-MailまたはFAX

登録支部および登録番号

支部 _____ 番号 _____

※税理士未登録の方は、未登録とご記載ください。

懇親会

参加する ・ 参加しない

※今回は懇親会の予約の関係で、参加される方は10月中にお申込み下さいませ。※

【申込先】

E-Mail : kanagawaaozei.kenkyu@gmail.com FAX : 045-330-5907

研究部長 古閑 千枝